

長 建 協 発 第 250 号
平成 25 年 8 月 21 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

若手技術者表彰の実施について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県では、建設産業に従事する若手技術者が漸減していることを受け、優れた工事を施工した若手技術者を適正に評価することで、これからの県内建設産業を担うべき優秀な人材の円滑な育成を振興することを目的に、標記表彰制度を設け実施することとなった旨、土木部建設企画課長より別添のとおり連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同制度は、長崎県発注工事に適用されますが、現在のところ、主観点、総合評価落札方式等の評価対象とはされておりません。

追って、同制度の規約は、本年 8 月 6 日からの施行となりますので、表彰の対象は、平成 24 年度に完成した建設工事から適用となりますことを申し添えます。